

安倍さんがわかりやすくお答えします！平和安全法制のなぜ？ナニ？ドウシテ？

第二回 「集団的自衛権って何？ アメリカの言いなりに戦争するの？」

27年7月7日（火）21時30分～

（牧島かれん衆議院議員）：こんばんは。全5回に渡り平和安全法制について安倍総裁から直接お話をうかがっており、本日は第2回です。

（安倍晋三総裁）：よろしく申し上げます。

（牧島）：生放送ということで、たくさんのコメントが今日もいただけたと思います。

（安倍総裁）：「もちろん」というコメントがありますね。力強いです。ありがとうございます。

（牧島）：本日は、集団的自衛権という大変重たい、そして重要なテーマを皆さまと一緒にお伝えをしていきたいと思えます。個別的自衛権と集団的自衛権という、2つの自衛権があるらしいということで、国なので個別的自衛権はあるんだろうと、なんとなく漠然と感じておられる方もいると思えます。集団的自衛権とはなんなんだろう、さらには、日本はこれまで戦争に巻き込まれず、戦争をせず、平和な国としてやってきた。日本人としての誇りもある。その誇りが、この平和安全法制によって崩されるのではないかという不安が広がっていると思うのです。今日は安倍総裁から直接皆さまに、集団的自衛権のお話をさせていただきます。

（安倍総裁）：はい。集団的自衛権や個別的自衛権。これは一体どういう意味なんだろうと思っておられる方がたくさんいらっしゃると思うんですね。また、それは憲法違反だ、という批判もあります。そもそもこの自衛権についてですが、先の大戦が終わって、世界で戦争は違法だということで、戦争を改めて違法化しました。その中で、他国から攻められた時だけは、いわば自衛権として戦うことが出来る。それは認められるんですね。自衛権は行使できる。その自衛権の中にも、自分が攻められたときに反撃をする、自国を守る権利は個別的自衛権で、これはいいんですよ。これも自衛権ですよ。もう一つの自衛権は、集団的自衛権です。それは、自国と密接な関係にある他国が攻撃を受けたときに一緒に守る権利で、これが集団的自衛権であり、この個別的自衛権も集団的自衛権も、自衛権として、違法ではありません、ということ国連で認めました。国連憲章にも書いてあります。

ですから、日本は権利としては間違いなく自衛権、つまり個別的自衛権も、集団的自衛権も権利として持っているわけです。それは国連憲章の中だけではなくて、日米安保条約の前文にもそういう権利は両国とも持っていますね、ということが書いてあります。

そしてまた、これは意外に思われる方がいるかも知れませんが、日本とソ連が出した日ソ共同宣言の中にもちゃんと書いてあるんですね。ですから、権利として持っているということは、これはもう間違いのないということだと思います。

(牧島)：分かりました。国連憲章の中、つまり国際法上も、実質的に集団的自衛権も個別的自衛権と同じように持っているということが明確になっているし、また国際法上、国連憲章の中で戦争はしてはいけませんよ、という禁止もされている。だけれども紛争は起きる。ここで日本が持っているとして総裁にご説明いただいた集団的自衛権には3つの段階があると思うのです。「持っています」、「行使できます」、「行使します」。この「行使します」ということが、しょっちゅう起きてしまったら困ると思うのです。でも、やっぱり「行使します」、ということが起き得る場合には、どのように分かりやすく説明できるでしょうか。

(安倍総裁)：今、自衛権として説明をしましたが、少し分かりにくいよ、と言う方もたくさんおられると思うんですね。例えば、夜道を歩いていて突然誰かに襲われたときに反撃をする。身を守る。これはまさに個別的自衛権なんですね。では、例えば私が友達と一緒に歩いている。そこに暴漢が襲ってきて、友達が襲われた時に、友人だから一緒に対応する。私が友人を守る。これは集団的自衛権と言ってもいいんだろと思う。そこで今回、我々は集団的自衛権、これは友人の関係であれば当然お互い助け合うんだな、ということに理解をいただけたらと思いますが、日本の場合は、憲法9条の制約がありますから、やはり全て認めるというわけにはいきませんね、ということなんです。

これはどういうことかと言うと、自国を守るためには、国民の幸せな生活や命を守るためには、この集団的自衛権の一部を使うことができるということを決めたんですね。それは例えば、私の友人でスガさんという人がいたとしますね。このスガさんから、家に強盗が入ってきて、大変だということで私の家に、「安倍さん助けて！」と電話がかかってくる。それから「これから安倍さんうちに来て、一緒に強盗と戦ってよ」と言われても、私はスガさんの家まで行ってスガさんを助けることは出来ないんです。

(牧島)：出来ないんですか？

(安倍総裁)：これはですね、憲法の制約があって、今度の改正でもそれは出来ない。では我々が認めた集団的自衛権とは何かと言えば、例えば、「安倍晋三は生意気なやつだから今度殴ってやる」という不良の人たちがいる。そして、「今夜殴ってやろう」と言われているなか、私が家に帰るとします。そこで、困ったなと思っているときに、例えば私の友達のアソウさんという人が、「俺はけんかが強いから、一緒に帰って守ってやるよ」と言って一

緒に帰ってくれるということになり、アソウさんは私の前を歩いてくれている。そこに3人くらい不良が出てきて、いきなりアソウさんに殴りかかった。でも、これはまさに私をやっつけようと思って出てきて、私の前にいたアソウさんをまず殴ったんですね。3対1ですから、私はアソウさんと一緒に、この人たちに対応する。私もアソウさんをまず守る。これはまさに今度の平和安全法制において、私たちができることで、昨年の憲法の解釈を見直すときに、限定的にできますねと認めたことなんです。そこまではできるということなんです。

(牧島)：分かりやすい例えをしていただいています。今、アソウさんは強いけど、スガさんも助けてあげてというコメントが流れてきたんですが、親しい友達でもだめなんですか。

(安倍総裁)：今度の法律においては、国の存立が脅かされて、国民の生命や自由や幸福を追求する権利が根底から覆されるという、つまりさっき言ったように、国民の命や国そのものが、幸せな国民の生活が危なくなるというときに限って、集団的自衛権の行使はできるということなんです。

(牧島)：ということは、大変限定的であるということですか。

(安倍総裁)：今の例でいえば、スガさんの家に強盗が入ると、普通友達同士という感覚では助けに行かなければいけないんですけども、安倍家が危ないわけではないですね。しかしアソウさんと一緒に歩いている、これはまさに私が襲われるという危険の中でアソウさんが一緒に歩いてくれているということですから、これは対応することができる。こういうことなんです。

(牧島)：まさに自分自身が攻撃されるのと同じ状況であるということなんです。

(安倍総裁)：そうですね。いわばそういう状況と同じような被害が私にも及んでくることが分かっているときに対応することになります。

(牧島)：今の例え話で少しリアリティが見えてきたような感じがしますが、それでもやはり多くの国民の皆さんからは、「いや、そんなことって実際起きないでしょう」、「具体的に起き得るの?」というご質問がよく聞かれます。

(安倍総裁)：具体的に言うと、今北朝鮮においては、たくさんの弾道ミサイルをすでに配備しています。それに乗る核兵器も開発をしています。そういう状況の中であって、例えばその対応のために警戒にあたっている米国の船が攻撃されることがあります。この船はまさに日本を守るために警戒活動にあたっている米国の軍艦であり、一緒に日本を守らな

ければいけない中にあるわけです。この米国の軍艦を守れないということになれば、これはまさに日本にも大変な被害が及ぶこととなります。

また、例えば朝鮮半島において紛争が起こった時、あるいはまた、たくさんの日本人が世界で活躍をしていますが、どこでどういうことが起こるかわからないという時に、日本に逃れようとする邦人を救出して日本に運ぼうとしているアメリカの船が襲われるかもしれない。そういう船を守るということは、乗っているのは日本人なんですけど船がアメリカの船であれば、それは集団的自衛権の行使に当たるんですね。ですから、そこで我々はそれを助けなくていいのかということなんです。実際、やはりそれは起こり得るんだろうと思いますし、これはやっぱり相手の立場に立つということが大切なんだと思うんです。アメリカは民主主義国家であり、日米同盟がありますが、やっぱりその日米同盟がしっかりとアメリカにおいても支持されなければ、それは機能しないですよ。さっき言った、日本を守るために警戒にあたっているアメリカの船を、日本の海上自衛隊が助けることができるのに助けなかったら、これはアメリカの国民だってそんな国のためにアメリカの若い兵隊はがんばるのか、命を懸けるのか、ということになりますよね。

それと同時に、例えば日本と敵対している国の立場になれば、そうやって日本とアメリカの仲を悪くする、あるいは1+1は実は2にならないと思えば、これはスキがあるなと思うんですね。大切なことはスキを見せないことで、それは結果として、地域を安定させていくし、平和を守ることも出来るんだろうと思います。

(牧島)：昨日も海賊事案のお話がありました。上半期の襲撃はゼロであるということでした。いま海でのお話が出てきていますが、ここから先、ホルムズ海峡の機雷の掃海、つまり船が安全に渡ることができるかどうか、こういう時には昨日総裁も国際的に協力して、みんなで一致団結でやるんだという機運が必要だというご説明がありました。そのあたりはいかがなんでしょうか。

(安倍総裁)：そうですね。ホルムズ海峡で機雷を掃海するというと、地球の裏側まで行くのかという批判があります。例えば、これは集団的自衛権の行使ではありませんが、海賊から日本や世界の船を守るために、日本の海上自衛隊は世界の国と共に、ソマリア沖で海賊対処行動にあたっています。かつては日本の海上自衛隊は日本の船しか守れなかったんですが、私たちはこの法律をつくって、ソマリア沖まで行って、外国のたくさんの国々の船と一緒に、船団を守っています。日本の船だけではなくて他の国の船も守ります。船籍が別の船でも、その船は日本に物を運んでくるかもしれないということがもちろんありますね。あと、世界の国々と協力すれば、より効果的にその船を守ることが出来るんです。その結果、いま言われたように、かつては200件以上の事案があったんですが、この半年間はとうとうゼロになりました。つまり、みんなで守ることによって、結果として安定し、そして平和な海に戻りつつある。でも、まだ本当に平和にはなっていないから、このようにみんなで守っているからこそ、海賊も今はやめておこうと思っているんですね。です

から、いまやめる訳にはもちろんいきませんが、このようにちゃんと成果が出てきていると思います。なお、ソマリア沖はホルムズ海峡よりもっと遠いのですが、民主党は当時も地球の裏までいくのかと言って反対しました。

また、機雷掃海については、そこに機雷を敷設されると、日本にやってくるたくさんのタンカーが通れなくなってしまいます。日本で使っている石油の8割は、ここを通ってきます。また、LNGにしても、4分の1はここを通ってくるんですね。ですから、ここを通れなくなったら、これは日本の経済にとっても、国民生活にとっても、大変なことになるんだと思うんですね。

(牧島)：航行を守るのは大事という視聴者のコメントも頂いているんですが、経済活動のために紛争に巻き込まれるかもしれないリスクを侵すのは、ちょっと日本の考え方としてなじまない、違うという声も多いと思うんですが。

(安倍総裁)：そうですね。そういうご批判もあります。しかし、今申し上げましたように石油も入ってこなくなる。ガスについても、LPガスがあまり入ってこなくなると、例えば冬の寒い時であれば、暖房にも問題が出てきます。あるいは電気にも問題が出てくる。また、病院の運営がどうなっていくか。あるいは車も使えない。いざという時にそういう対応が出来ないとすると、これは命にも関わってくる。このことによって命を失う人もやっぱり出てくる可能性というのはあるんだろうなと思います。

それと、機雷の除去というのは、事実上停戦は出来ているけれども、まだ完全に停戦が出来てないという状況であれば、これは先ほどお話をした国際法的には集団的自衛権の行使にあたってしまうんですね。でも実際は全く戦闘が行われていないという状況で危険物を処理するわけですね。ですから今、ソマリア沖でやっている海賊対処行動というのは、まさに海賊、人を相手にしているわけですが、ここではまさにそういう危険物を処理するという事は、外形的には集団的自衛権の行使にあたるわけですから、我々はその時には必要とあれば、まさに国民の命に関わってくれば、今回の法改正でそれをやるということもあると、説明をさせていただいているんです。

(牧島)：ということは、個別的自衛権の拡大解釈ではだめだっということなんですね。

(安倍総裁)：そうですね。個別的自衛権の解釈で、例えば先ほど例として挙げた米艦を防護するということ、これも個別的自衛権でいけるのではないかという人達があります。しかし、それは先ほど例として申し上げたように、私が殴られた時に私を守るために対応する、これは個別的自衛権です。私と一緒にいる友人を守るために私がそれを守る、あるいは対応する、これは集団的自衛権です。明らかなんですね。これはもう国際法で決まっていることですから、日本人が勝手に決められることではなくて、今申し上げたように、自分の国が攻撃をされた時には個別的自衛権であり、外国が攻撃されて、それが密接な関係にあ

って、その国から了解や依頼があった時に守るとというのが、集団的自衛権ということになっているんですね。ですから、そうではなくてみんな個別的自衛権でやりますよ、ということになれば、自分が襲われていないのに勝手にどンドン色んな人を攻撃したり、勝手に色んな人を殴って、安倍は変なやつだな、と世界で思われてしまうんですね。かえって私は非常識になる。これは国際法の世界の話であって、我々はやる必要があればやらなければいけませんけれども、しかし国際法で変なことはするべきではないと思っています。

(牧島)：国際法で変なことをするべきではない。ただ、親しい関係にある、友達である国が困っていて依頼を受けたならば、日本は応えなければならぬのではないのか。特に質問が多いのはやっぱりアメリカにやるように言われているんじゃないか、アメリカのプレッシャーなんじゃないか。更にはアメリカの大義のためだけに、または、助けてと世界の警察であるアメリカから電話を受け、「日本も一緒に付き合ってよ」、と言われた時に断れないというのが、この集団的自衛権ではないのかという質問が多くあります。

(安倍総裁)：私たちの行使できる集団的自衛権というのは、憲法9条との関係で限られています。さっき例として挙げたスガさんの例では助けることができません。でもアソウさんの例は助けることができます。これはいわば私たちが集団的自衛権を制限するにあたって、三つの要件を課しているんですね。

第一の要件は、まさに国民の平和な生活や命を守るためでなければ行使できませんということ。二番目に、それを排除するために他に方法がありませんね、外交努力は尽くしたんですね、という条件。三番目には必要最小限度でなければいけませんよ、という三つの制約がかかっている。世界中でそんな制約をかけているところはないんですが、憲法9条があるからこの三つの制約がかかっています。この制約についてはもちろん、同盟国のアメリカにも十分に説明をしています。アメリカも了解をしている訳でありますし、先般の日米の合意にもちゃんと明記しているんです。ですからアメリカもちゃんと理解をしています。

しかし、例えばそういうことでも決めたらやってしまうのではないかという人がいますが、日本は独立をした国です。アメリカの言いなりになるということはありませんし、さっき申し上げたように、アメリカに対して我々はよく説明をしているということなんですね。PKO法を作って、そしてカンボジアに自衛隊を出すという時も、あの時も戦争に巻き込まれるとか、アメリカの戦争に巻き込まれるという意見が随分あったんですが、今やそれを言う人は誰もいなくなったんだろうと思います。あの時も随分憲法違反だということをおっしゃいましたが、あの時の私たちの判断は間違っていなかったと思います。

また、PKOについても、いったん出したらなかなか戻さないのではないかと仰る人もいます。しかし、例えばゴラン高原でPKOをやっていましたが、状況が悪くなりましたから私たちは中断しました。ちゃんと日本は日本独自の法律に従って、考え方に従って、やめる時にはきっちりとやめますし、出来ない時には出来ませんとちゃんと仰いますから、アメリカ

の戦争に巻き込まれるということは絶対にないということは、ここではっきりと申し上げたいと、約束したいと思います。

(牧島)：ありがとうございます。その言葉が必要だったのではないかなと思います。イラク戦争はどうなるのというご質問を今いただきましたが、アメリカの戦争に巻き込まれることはない。湾岸戦争とかイラク戦争とかベトナム戦争みたいなものに巻き込まれることはない。日本の立場はしっかりと伝えて頂けるということですね。

(安倍総裁)：ベトナム戦争とかイラク戦争とか、あるいは湾岸戦争、アフガン戦争、こういう戦いに自衛隊を送りこんで闘うということは絶対にないということなんです。これは必要最小限度を超えていますし、もちろん果して日本の存立に関わるかといえばそんなことはありませんから、そこにおいて集団的自衛権を行使することはない。これは憲法解釈において、その余地は全くないということです。今回の我々の憲法解釈の変更が限界だということをはっきりと申し上げたい。

では、そのようなことがなぜ言えるのか。また政府が変えられるのではないかという人がいるんですが、それは、法律に書いてありますから、政府でもそれを変える事は出来ない。政府だけではなく国会も、つまり国民の皆さんが支持しない限り、それは出来ないということがはっきりしたということをお願いしたいと思います。

(牧島)：ありがとうございました。限られた時間の中ではありましたけれども、皆さまからたくさん「分かりやすい」というコメントをいただきました。今日は集団的自衛権について、日本のため、日本国民のためである、という総理総裁からのお言葉をみなさまにお伝えさせていただきました。

今回の平和安全法制、全部で5回のシリーズでお送りさせていただいています。今日は2日目が終わりましたが、明日も続きます。明日3日目は、7月8日8時半から、「自衛隊員は危険にさらされる？」ということで、再び安倍総理総裁よりみなさまにメッセージをお伝えさせていただくことになっております。明日はまた、大沼みずほ議員がナビゲーターをお務めいたしますので、是非みなさま、明日もお付き合いください。今日はどうもありがとうございました。

(安倍総裁)：どうもありがとうございました。明日もよろしくお願ひします。

了